

綾瀬市立の小学校及び中学校の非常勤講師任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）において、市費負担による非常勤講師を任用するについて、必要な事項を定めるものとする。

(任用要件)

第2条 非常勤講師は、非常勤講師を任用しなければ学校の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、予算の範囲内で任用することができる。ただし、県費による非常勤講師が任用される期間は、この限りでない。

- (1) 教員が相当日数（おおむね2週間未満の日数。以下同じ。）の療養休暇を与えられた場合
- (2) 教員が相当日数の研修（海外研修における研修を含む。）を命ぜられた場合
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

(資格要件)

第3条 非常勤講師は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状（当分の間、臨時免許状を含む。）を有すること。
- (2) 保健所又は国立若しくは公立の病院による健康診断で、適格と判定された者であること。

(勤務時間)

第4条 非常勤講師の勤務時間数は1週間につき29時間とし、勤務校の校長が割り振る。

(賃金)

第5条 非常勤講師の賃金は、予算の定めるところによる。

(通勤費)

第6条 通勤費の支給条件及び額は、任用期間の定めのある常勤の職員の給与に関する規則（昭和55年綾瀬市規則第14号）第3条の2の規定の例による。

(賃金等の支給方法)

第7条 非常勤講師の賃金及び通勤費の計算方法は、月の初日から末日までとし、そ

の支給日は、翌月の20日までとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。